

居宅介護支援事業所
介護予防支援事業所 御中

旭川市長 今 津 寛 介
(福祉保険部長寿社会課担当)
(福祉保険部介護保険課担当)

旭川市におけるケアプランの変更に係る取扱いの考え方の一部変更について

日頃から、本市の介護保険事業に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、令和 4 年度旭川市介護サービス事業者等集団指導において通知した標記の考え方について、本市の介護サービス事業における現状と介護支援専門員の業務負担等を勘案し、次のとおり一部修正を行いました。

つきましては、内容を御確認いただき、今後の業務の参考としてください。

1 添付資料

「旭川市におけるケアプランの変更に係る取扱いの考え方の一部変更について」

「旭川市におけるケアプランの軽微な変更に係る Q&A」

2 主な変更点

(1) 通所系サービスの提供時間の変更

通所系サービスにおいて、ニーズや目標に変更がなく、利用者にとって必要なサービス内容や報酬区分に影響がない提供時間の変更は、「軽微な変更」と取り扱う対象とする。

(2) 対象福祉用具の福祉用具貸与から特定福祉用具販売への変更

指定福祉用具貸与の提供を受けている対象福祉用具をそのまま特定福祉用具販売へ変更する場合は、「軽微な変更」と取り扱う対象とする。

(3) 福祉用具種目の削除

福祉用具種目の削除について、冬季で使用できない場合や住宅改修による代替の福祉用具貸与の場合で返却する場合は、「軽微な変更」と取り扱う対象とする。

(4) 支援経過への記録

① 支援経過記録に記載する項目を整理した。

② 支援経過への記録に代えて、再度同意の署名をもらうことでも整理することができるものとする。

(5) 「利用者の状態に大きな変化が見られない」の取扱い

利用者の状態に大きな変化が見られないと判断するための、考慮する項目を記載した。

(6) 所要の文言の整理

3 適用開始日

令和 6 年 10 月 1 日

(連絡先)

旭川市福祉保険部長寿社会課地域支援係
担当 星, 伊藤

電話 25-5273

旭川市におけるケアプランの変更に係る取扱いの考え方

令和6年10月1日

1 ケアプランの軽微な変更の考え方について

(1) 軽微な変更とは

国の基準の解釈通知において、介護支援専門員は、ケアプランを変更する際には、利用者の状態等を踏まえた適正なケアマネジメントを行うため、原則として、ケアプラン作成に当たっての一連の業務(※)を行うことが規定されています。ただし、変更の内容が軽微であり、援助の方針・方向性に変更にならない場合は、この必要はないものとしているところです。

※一連の業務・・・「指定居宅介護支援等の事業及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚令38)」の第13条第3号から第12号までの業務

(2) 軽微な変更として取り扱う目的について

軽微な変更の取扱いの目的は、次のとおりです。

- ア 利用者の不要な負担を軽減すること
- イ 介護支援専門員の業務を効率化し、利用者全体へのより効果的なケアマネジメントの実践につなげること

(3) 軽微な変更として取り扱う条件について

ケアプランの内容の変更を軽微な変更として取り扱う場合は、次の事項の全てを満たしていることを原則とします。また、軽微な変更として取り扱う場合は、その理由を支援経過に記載してください。

- ア 変更の理由が利用者の希望によるものであること(2-6、2-7及び2-8を除く)
- イ 再アセスメント、課題の分析、目標の再設定、サービスの提供内容の再検討及びサービス担当者会議での協議・共有を行う必要性が生じないものであること

(4) 留意点

- この考え方は、あくまで「軽微な変更に該当する場合があるものと考えられる」というものであり、例示の内容が全ての事例に無条件に該当するわけではないことに留意ください。
- 変更する内容が軽微かどうかについては、ケアマネジメントの一連の業務を行う必要性が高い変更であるかどうかを、利用者の状況等を考慮し、個別具体的に検討の上で、判断すべきものです。
- 軽微な変更に該当する事例であったとしても、必ず適用させなくてはならないものではありません。

2 ケアプランの変更時の取扱いに係る考え方と軽微な変更と考えられる例

	内容	旭川市の考え方	軽微な変更と考えられる例
1	サービス提供の時間帯や曜日の変更	サービス提供の曜日や時間帯の変更が利用者やその家族の都合によるもの又はサービス提供事業所が利用者にサービスを提供するための日時調整によるもの(「※ 備考」参照)であって、かつ、再アセスメント、課題の分析、目標の再設定及びサービスの提供内容の変更の必要性を伴わない場合は、一時的、継続的にかかわらず、「軽微な変更」に該当するものと考えられます。	利用者の病院受診の都合で、毎週火曜に利用しているデイサービスを、今後、同じ提供内容のまま水曜に変更する。
2	同一事業所における週1回程度のサービス提供の回数変更	サービス提供の回数変更は、基本的に利用者の状態の変化や目標を達成するためのサービスの提供内容の見直しによるものが想定されることから、原則として、ケアプランの作成に当たっての一連の業務を行う必要があります。ただし、サービス提供の回数変更により、再アセスメント、課題の分析、目標の再設定及びサービスの提供内容の変更の必要性を伴わない場合は、「軽微な変更」に該当するものと考えられます。	ケアプラン上は目標を達成するために週に2回のデイサービスの利用を想定しているが、まずは週に1回で慣らしたいとの利用者の要望により、開始時から週に1回の利用としていたものを、経過を踏まえ週に2回に変更する。
3	利用者の住所の変更	利用者の住所変更に伴う物的・人的な環境の変化が、利用者の課題、目標及びサービスの提供内容に影響を及ぼす場合は、ケアプランの作成に当たっての一連の業務を行う必要があります。ただし、利用者の住所の変更に伴う住環境の変化が、それらに影響を及ぼさない場合は、「軽微な変更」に該当するものと考えられます。	現在の高齢者住宅と室内の環境が変わらない別の高齢者住宅に転居し、引き続き、ホームヘルパーに自分では困難な浴室の掃除の支援を受ける。

	内容	旭川市の考え方	軽微な変更と考えられる例
4	目標設定期間の延長	目標設定期間の延長は、基本的に、利用者の状態等の再アセスメント、課題の分析、目標の再設定及びサービスの提供内容の見直しを必要とする場合が想定されることから、原則として、ケアプランの作成に当たっての一連の業務を行う必要があります。 ただし、支援経過において、目標の達成のための効果が一定程度に認められており、短期間かつ一度の延長で目標の達成が見込める場合は、「軽微な変更」に該当するものと考えられます。	目標である1km先のスーパーまでの移動が、休み休みであるが可能となった。これまでのサービスの提供内容で移動能力が改善し、あと1か月、デイサービスでの訓練を継続することで、より安定したスーパーまでの移動が可能となると判断し、期間を1か月延長する。
5	福祉用具で同等の用具に変更するに際して、単位数のみが異なる場合	福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更については、「軽微な変更」に該当するものと考えられます。	現在使用している多点杖が重いため、軽い多点杖に変更する。
6	目標もサービスも変わらない（利用者の状態以外の原因による）単なる事業所変更	目標及びサービスの提供内容が変わらない同一種別のサービス提供事業所の変更は、利用者の状況、支援計画及び支援経過等について、変更後の事業所と十分に情報の共有を行っている場合、「軽微な変更」に該当するものと考えられます。	利用していたサービス事業所が廃止となったため、変更予定のサービス事業所と、本人の状況、支援計画及び支援経過の共有を行い、事業所を変更する。
7	通所系サービスの提供時間数の変更	提供時間数の変更は、基本的に、利用者の状態等の課題の分析、目標の再設定及びサービスの提供内容の見直しを必要とする場合が想定されることから、原則として、ケアプランの作成に当たっての一連の業務を行う必要があります。 ただし、第一表の総合的な援助の方針や第二表の生活全般の解決すべき課題、目標、サービス種別等が変わらず、目標を達成するためのサービスの提供時間数が報酬区分の範囲内で変わるだけの場合には、「軽微な変更」に該当するものと考えられます。 （軽微な変更とする場合、そのように判断した理由を支援経過に記載してください。）	夏期は、提供事業所の運営時間の都合上、支援計画上で必要と考える提供時間数に、報酬区分が変わらない範囲で時間を上乗せして提供していたが、冬期になって、提供事業所の運営時間が短縮されたことにより、提供時間数が少なくなった場合において、短縮後の提供時間が本来必要な提供時間数及びサービス内容を満たし、かつ、報酬区分が変わらない範囲であることから、サービスの提供時間数を短縮する。
8	担当介護支援専門員の変更	変更後の担当者が現在の担当者と同一の居宅介護支援事業所の介護支援専門員であり、変更後の担当者が利用者の状況を十分に把握しており、支援計画に合意している場合は、「軽微な変更」に該当するものと考えられます。	
9	対象福祉用具の福祉用具貸与から特定福祉用具販売への変更	利用者の選択により、指定福祉用具貸与の提供を受けている対象福祉用具をそのまま特定福祉用具販売へ変更する場合に、医師やリハビリテーション専門職、ケアプランの原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他関係者から聴取した意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、利用者の状況に変化がなく、ケアプランの課題や目標、サービス内容に変更がない場合は、「軽微な変更」に該当するものと考えられます。	利用者の選択により、指定福祉用具貸与の提供を受けている対象福祉用具販売へ変更する場合、利用者の状況に変化がなく、ケアプランの課題や目標、サービス内容に変更がないことから、福祉用具を貸与から販売へ変更する。

※備考

本書「2-1 サービス提供の時間帯や曜日の変更」における「サービス提供事業所が利用者にサービスを提供するための時間調整によるもの」とは、次の事項の全てに該当するものとなります。介護支援専門員が作成する支援計画の内容について、単なる事業所の都合による日時の変更を認めるものではありません。

- (1) サービス提供事業所が、当該サービスを必要とする新たな利用者に対するサービス提供を行うため、既に利用している方の日時をやむを得ず調整を行う場合
- (2) (1)の状況において、介護支援専門員がこれまでと同一の日時による同様のサービス提供が可能な事業所を調整できなかった場合又は利用者が日時を変更しても、これまでの事業所の利用を希望した場合
- (3) サービス提供の日時の変更が、提供サービスの内容や支援計画に位置付けている利用者自身の日常生活における取組に影響を与えない場合
- (4) 事業所からのサービス提供の日時の変更について、利用者及びその家族並びに介護支援専門員が事業所から十分な説明を受け、同意している場合

3 軽微な変更と考えられない例

- (1) 新規サービス及び福祉用具種目の追加又は削除
（※ただし、削除について、冬季で使用できない場合や住宅改修による代替の福祉用具貸与の場合で返却する場合は除く）
- (2) 居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所の変更
（※人員等が同一体制での運営であっても、担当事業所が、新たな指定を受け、事業所番号が変わった場合は、変更として取り扱う）

4 軽微な変更として取り扱う上での留意事項について

内容		旭川市の考え方
1	サービス担当者会議	ケアプランの「軽微な変更」に該当する場合であれば、必ずしも開催しなければならないものではない。しかしながら、例えば介護支援専門員が関係者からの意見聴取や関係者との共有が必要と判断した場合には、サービス担当者会議を開催することが望ましい。ただし、「軽微な変更」として取り扱った上でサービス担当者会議を開催する場合には、必ずしもケアプランに関わる全ての事業所を招集する必要はなく、必要な事業所に対してのみ照会等により意見を求めることも想定されます。 軽微な変更を適用した場合でも、サービス事業所へ周知した方が良く判断されるような場合などについて、サービス事業所の担当者や各関係機関との情報共有を行ってください。この場合、サービス担当者会議を開催することを制限するものではなく、その開催に当たっては、基準の解釈通知に定めているように、やむを得ない理由がある場合として照会等により意見を求めることができます。
2	ケアプランの作成	軽微な変更におけるケアプラン作成に際しては、どの箇所が変更になったかが分かるよう、見え消しで変更することや、第1表の余白等に軽微な変更として取り扱った理由等の記載をしてください。
3	支援経過への記録	支援経過への記録については、必要な内容として、支援経過記録に変更の理由、変更年月日、変更内容等の記録のほか、軽微な変更を行った内容等について利用者又はその家族に説明し支援経過に同意を得た日付、相手方、確認方法(電話、面接等)等を記録してください。 なお、支援経過への記録に代えて、見え消しの変更プランに、再度同意の署名をもらうことでも整理することができます。
4	実施状況等の把握及び評価等	軽微な変更として取り扱う場合においても、介護支援専門員は、利用者の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを利用者に提供し続けることが重要であることから、ケアプランの実施状況や利用者の解決すべき課題の変化に留意してください。
5	「利用者の状態に大きな変化が見られない」の取扱い	「利用者の状態に大きな変化が見られない」の取扱いについては、まずはモニタリングを踏まえ、サービス事業者間(担当者間)の合意が前提です。 その上で具体的には、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」(平成11年11月12日老企第29号)の「課題分析標準項目(別添)」等のうち、例えば、以下のことを総合的に勘案して、判断してください。 ・「健康状態及び心身の状況(身長、体重、BMI、血圧、既往歴、主傷病、症状、痛みの有無、褥そうの有無等)、受診に関する状況(かかりつけ医・かかりつけ歯科医の有無、その他の受診先、受診頻度、受診方法、受診時の同行者の有無等)、服薬に関する状況(かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師の有無、処方薬の有無、服薬している薬の種類、服薬の実施状況等)、自身の健康に対する理解や意識の状況」 ・「ADL(寝返り、起き上がり、座位保持、立位保持、立ち上がり、移乗、移動方法(杖や車椅子の利用有無等を含む)、歩行、階段昇降、食事、整容、更衣、入浴、トイレ動作等)」 ・「IADL(調理、掃除、洗濯、買物、服薬管理、金銭管理、電話、交通機関の利用、車の運転等)」 ・「日常の意思決定を行うための認知機能の程度、判断能力の状況、認知症と診断されている場合の中核症状及び行動・心理症状の状況(症状が見られる頻度や状況、背景になりうる要因等)」 ・「コミュニケーションの理解の状況、コミュニケーションの表出の状況(視覚、聴覚等の能力、言語・非言語における意思疎通)、コミュニケーション機器・方法等(対面以外のコミュニケーションツール(電話、PC、スマートフォン)も含む)」 ・「1日及び1週間の生活リズム・過ごし方、日常的な活動の程度(活動の内容・時間、活動量等)、休息・睡眠の状況(リズム、睡眠の状況(中途覚醒、昼夜逆転等)等)」 ・「排泄の場所・方法、尿・便意の有無、失禁の状況等、後始末の状況等、排泄リズム(日中・夜間の頻度、タイミング等)、排泄内容(便秘や下痢の有無等)」 ・「入浴や整容の状況、皮膚や爪の状況(皮膚や爪の清潔状況、皮膚や爪の異常の有無等)、寝具や衣類の状況(汚れの有無、交換頻度等)」 ・「歯の状態(歯の本数、欠損している歯の有無等)、義歯の状況(義歯の有無、汚れ・破損の有無等)、かみ合わせの状態、口腔内の状態(歯の汚れ、舌苔・口臭の有無、口腔乾燥の程度、腫れ・出血の有無等)、口腔ケアの状況」 ・「食事摂取の状況(食形態、食事回数、食事の内容、食事量、栄養状態、水分量、食事の準備をする人等)、摂食嚥下機能の状態、必要な食事の量(栄養、水分量等)、食事制限の有無」 ・「行動・心理症状(BPSD)(妄想、誤認、幻覚、抑うつ、不眠、不安、攻撃的行動、不穏、焦燥、性的脱抑制、収集癖、叫声、泣き叫ぶ、無気力等)」

